

と、そうした多様な役割を実際の政策に反映するための政策提言を目的とする第2段階（2004～2006年）から成る。

第1段階では、アジア（中国、インド、インドネシア）、アフリカ（エチオピア、ガーナ、マリ、モロッコ、南アフリカ）、中南米（チリ、ドミニカ共和国、メキシコ）の11カ国を対象とし、各国の研究機関と協力して、農業の役割に影響する要因、農業が有する環境外部性、農業発展による貧困削減機能、農業発展による食料安全保障の確保機能、農業による都市への人口集中の緩和機能、農業による雇用の緩衝機能、農業が持つ文化的機能、の7つのテーマについて、その実態把握と各機能の定量評価を行った。

本プロジェクトで分析対象とされた農業の非経済的な機能は、環境外部性に代表される生産面の外部性に重点を置いたOECDによる多面的機能の分析に比べてより広範なものとなっており、貧困の削減や食料安全保障の確保といった農業生産の増大に伴う消費面での外部性をも包含し、そうした間接的な波及効果も分析対象とした点に大きな特徴がある。

2004年から開始された本プロジェクトの第2段階においては、第1段階における途上国農業の多様な役割に関する実態把握を踏まえて、貧困削減と食料安全保障、農業の環境外部性、農村の活性化、の3分野に関して政策提言を行うべく、分析作業が続けられている。

上記の3分野の中で、環境外部性に関する分析作業は、農業が有する正負の外部性を内部化するための環境インセンティブ措置を途上国に導入するためのガイダンスの提供を目的としている。環境インセンティブ措置は、政府による手法（直接支払い等）、共同体による手法（慣習ルール等）、市場を活用した手法（エコラベル、グリーンツーリズム、環境トラスト等）に大別され、先進国の農業や途上国の森林保護への適用例は多いものの、途上国農業への適用例は乏しく、その導入が途上国の環境改善のための課題となっている。

上記の「環境インセンティブ措置に関するガイダンス」は、個別テーマに関する文献レビュー、個別事例に関する特定国でのケ

ースタディ、専門家会合の開催、を通じて取りまとめられることとされている。このうち、文献レビューについては、先進国の農業環境政策と、途上国の森林に対する環境支払いの経験を評価し、途上国農業に環境インセンティブ措置を導入する際の課題を導出するものである。また、ケーススタディは、途上国の特定の地域を対象に、景観、生物多様性等の環境外部性を内部化するための環境インセンティブ措置の実現可能性を検討するもので、現在、メキシコ、ケニア、モロッコ、タイ、フィリピンにおいてスタディを実施中または計画中である。

（注）ストリンガー氏は、米国の出身で、ウィスコンシン大学、FAOエコノミスト、豪アデレード大学を経て、2002年から現職。作山氏は、農水省の出身で、OECD日本政府代表部、農水省国際経済課等を経て、2004年から現職。

（文責 作山 巧）

特別研究会報告要旨（2005年3月1日）

中国農民合作経済組織の発展に関する研究

（中国農業科学院農業経済研究所）
王 東陽

新中国成立後、中国農村は農業合作化時期（1949 - 1957年）、人民公社化時期（1958 - 1977年）を経て、現在は農家経営請負制時期（1978 - ）となっているが、市場経済の進展によって、公有制を主体としつつも各種の組織が農村に並存する状況となっている。

中国農村の基層組織は、第1類（基層政権組織）、第2類（群集団体組織）、第3類（村・組治安組織、人民調停組織）、第4類（社区自助組織）、第5類（国家技術経済・管理服務組織）、第6類（郷鎮企業）、第7類（農民合作経済組織）の7つに分類されるが、このうち近年大きな変化が見られ、かつ、中国農村経済の今後の発展に最も重要な意味を有していると考えられるのは、第7類の農民合作経済組織である。

農民合作経済組織には農村社区合作経済組織、農村供銷合作社、農村信用社および農民專業合作経済組織がある。

農村社区合作経済組織は、主として行政村を単位として以前から設立されている集団所有制の組織である。農村社区合作経済組織には、蘇南モデルと言われる方式で郷鎮企業との協調連携によって発展しているものや、都市近郊地区で社区股分合作制をとっているものも見られるが、名ばかりで実態のないものも多い。そして多くの農村では、負債が返済できずに問題となっている。

供銷合作社は全国に261万人（2003年末）の職員を擁する系統組織であるが、その非効率ぶりが指摘されていたことから組織改革に取り組んでおり、最近になってようやく利益を出せるようになってきている。

農村信用社は農村金融の中核としての役割が期待されているが、管理体制や財産権制度に問題を抱えているため、現在、その改善に向けた取組がなされている。株式制銀行への転換、県単位規模への拡大、合作制の改善等が主要な取組の方向である。

農民專業合作経済組織は、労働の連携や、技術・資金面での結合を行う組織であり、加入脱退は自由である。経営には社区等による制限を受けず、財産関係も明確であり、労働者個人の財産権私有を基礎とする。

近年、設立が急速に進み、2004年には全国で15万組織以上が設立されている。そのうち、專業合作社は約35%、專業協会が約65%となっているが、郷を範囲として設立された專業合作経済組織が全体の84%を占める。

組織化の方式には多種多様なものがあるが、大きく分類すれば、東南沿海地区における市場を基礎とした民営方式、中西部地区における政府の支援による民営方式、貧困地区における政府主導方式の3つに分けられる。いずれにおいても、農民專業合作経済組織は農民から広い支持と歓迎を受けようになっており、四川省における調査では農民の利益を代表し保護する組織として農民專業合作経済組織を挙げる農民が57.5%を占めた。

農民專業合作経済組織については、中央政府は1990年代の半ば頃からモデル地区を作る

等の支援を行ってきており、また地方政府においても、不完全な統計ながら、22の省（自治区、直轄市）で農民專業合作経済組織に対する専門的な支援施策を講じてきている。

2003年の第10期全国人民代表大会で、「農民專業合作経済組織法」の制定が第十期五カ年計画の立法計画の中に組み込まれ、立法化に向けた検討が進められることとなった。法人登記の問題を含め、農民合作経済組織をどのように制度化するかは、今後の中国の農民組織や農業経営の発展のあり方に直結する重大な課題であり、その動向を注視する必要がある。

農民專業合作経済組織は、加入脱退の自由、民主的管理、利益返還の原則に基づいた農民の互助性の組織である必要があるが、登記管理の面では、企業法人、社団法人または民営非企業組織としての登記を認め、専門的分類管理をするべきではないか。

（文責 河原昌一郎）

【多面的機能プロジェクト研究】
特別研究会報告要旨（2005年3月2日）

CSA(Community Sustainable Assessment) を用いた循環型地域づくりの検証

（中国地方総合研究センター）
宮本 茂

地域づくりを行う視点としての「循環型」について、本研究では、従来提示されてきた環境面だけではなく、社会・経済面、文化・精神面を含めた総合的な循環を地域づくりの目標として掲げた。その上で、様々な循環型地域の提案や具体的な事例について検討するとともに、特に海外のモデルとしてのエコビレッジ、エコシティ等との比較検討を行った。

本来は、すべての地域で循環型地域づくりが要請されているはずであるが、過疎・高齢化など地域課題の大きさと、循環性の脆弱性が高く、最も循環型地域づくりの緊急性が高いと考えられる、中山間地域の循環性の課題